

令和6年生駒市議会（第4回）定例議案

(追送分)

令和6年9月2日

生 駒 市

令和 6 年 生駒 市 議 会 ( 第 4 回 ) 定 例 会 議 案 目 錄

( 追 送 分 )

議案番号	議 案 名	頁
報告第 10 号	市長専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	1 ~ 2
報告第 11 号	市長専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	3 ~ 4
報告第 12 号	市長専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	5 ~ 6
報告第 13 号	令和 5 年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の報告について	7 ~ 9
報告第 14 号	令和 5 年度決算に基づく生駒市資金不足比率の報告について	10~12
議案第 71 号	令和 5 年度生駒市一般会計決算の認定について	13
議案第 72 号	令和 5 年度生駒市公共施設整備基金特別会計決算の認定について	14
議案第 73 号	令和 5 年度生駒市介護保険特別会計決算の認定について	15
議案第 74 号	令和 5 年度生駒市国民健康保険特別会計決算の認定について	16
議案第 75 号	令和 5 年度生駒市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	17
議案第 76 号	令和 5 年度生駒市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	18
議案第 77 号	令和 5 年度生駒市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	19
議案第 78 号	令和 5 年度生駒市病院事業会計決算の認定について	20

報告第 10 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

記

損害賠償の額の決定について

令和 6 年 9 月 2 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である損害賠償の額の決定について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生年月日

物損事故

令和 6 年 7 月 8 日（月）午後 5 時頃

2 事故発生場所

生駒市上町地内

3 損害賠償額

494,147 円

4 事故の概要

上記場所において、野球部の練習でティーバッティングを行っていた際、生徒が打ち損じたボールがグラウンドのネットを超えて道路へ飛んだことにより、走行中の自動車のボンネットを損傷させたもの。

令和 6 年 8 月 22 日

生駒市長 小 紫 雅 史

報告第 11 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

記

損害賠償の額の決定及び和解について

令和 6 年 9 月 2 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である損害賠償の額の決定及び和解について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生年月日

人身事故

令和 5 年 10 月 6 日（金）午後 10 時 30 分頃

2 事故発生場所

生駒市谷田町地内

3 損害賠償額

172,473 円

4 事故の概要

上記場所において、徒歩で帰宅中、市道の路肩の崩落部に足をとられて転倒し、負傷されたもの。（市の過失割合 40%）

令和 6 年 8 月 27 日

生駒市長 小 紫 雅 史

報告第 12 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

記

損害賠償の額の決定について

令和 6 年 9 月 2 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である損害賠償の額の決定について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生年月日

物損事故

令和 6 年 7 月 9 日（火）午前 11 時 50 分頃

2 事故発生場所

生駒市上町地内

3 損害賠償額

277, 464 円

4 事故の概要

上記場所において、車で市道から店舗に進入する際、歩道横にある雨水枠を通過したところ、グレーチング蓋が跳ね上がり、車の左側前タイヤ周りを損傷させたもの。

令和 6 年 8 月 27 日

生駒市長 小 紫 雅 史

令和 5 年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に基づく生駒市健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

記

(単位 %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.09)	— (17.09)	1.9 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」と記載している。
- 2 将来負担比率が算定されないため、「—」と記載している。
- 3 生駒市の早期健全化基準を括弧内に記載している。

令和 6 年 9 月 2 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生監第103号  
令和6年8月19日

生駒市長 小紫雅史 様

生駒市監査委員 東 良 德 一  
生駒市監査委員 平松亜矢子  
生駒市監査委員 改 正 大 祐

令和5年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による令和5年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の審査を終えたので、その結果について意見を付して提出する。

# 令和5年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の審査意見書

## 第1 審査の概要

市長から提出された生駒市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が正確かつ適正に作成されているかどうかについて、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、生駒市監査基準に準拠した審査を行った。

## 第2 審査の期間

令和6年7月26日から令和6年8月19日まで

## 第3 審査の結果

審査に付された次の生駒市健全化判断比率及びその算定の根拠となる事項を記載した書類について照合・確認したところ、いずれも計数は正確であり、生駒市監査基準に準拠し審査した限りにおいて、適正に作成されていることが認められた。

(単位：%)

比率名	令和5年度比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	12.09
連結実質赤字比率	—	17.09
実質公債費比率	1.9	25.0
将来負担比率	—	350.0

(注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、それぞれ実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」を記載している。

2 将来負担比率については、将来負担比率が算定されないため、「—」を記載している。

- (1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、それぞれ実質赤字額及び連結実質赤字額がないことから、特に指摘すべき事項はみられなかった。
- (2) 実質公債費比率については、早期健全化基準の25.0%を大きく下回っていることから、特に指摘すべき事項はみられなかった。
- (3) 将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回っており、将来負担比率が算定されないことから、特に指摘すべき事項はみられなかった。

令和 5 年度決算に基づく生駒市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 2 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に基づく水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計の資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

記

(単位 %)

会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	— (20.0)
下水道事業会計	— (20.0)
病院事業会計	— (20.0)

備考

- 1 資金の不足額がないため、「—」と記載している。
- 2 生駒市の経営健全化基準を括弧内に記載している。

令和 6 年 9 月 2 日提出

生駒市長 小紫雅史

生監第101号  
令和6年8月19日

生駒市長 小紫雅史 様

生駒市監査委員 東良徳一  
生駒市監査委員 平松亜矢子  
生駒市監査委員 改正大祐

令和5年度決算に基づく生駒市資金不足比率の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による令和5年度決算に基づく生駒市資金不足比率の審査を終えたので、その結果について意見を付して提出する。

# 令和5年度決算に基づく生駒市資金不足比率の審査意見書

## 第1 審査の概要

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が正確かつ適正に作成されているかどうかについて、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、生駒市監査基準に準拠した審査を行った。

## 第2 審査の期間

令和6年6月13日から令和6年8月19日まで

## 第3 審査の結果

審査に付された次の生駒市資金不足比率及びその算定の根拠となる事項を記載した書類について照合・確認したところ、いずれも計数は正確であり、生駒市監査基準に準拠し審査した限りにおいて、適正に作成されていることが認められた。

(単位:%)

特別会計の名称	令和5年度比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0

(注) 資金不足比率については、資金不足額がなく比率が算定されないため、「—」を記載している。

上記のように、水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計においては、資金不足額がないことから、特に指摘すべき事項はみられなかった。

議案第 71 号

令和 5 年度生駒市一般会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度生駒市一般会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 72 号

令和 5 年度生駒市公共施設整備基金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度生駒市公共施設整備基金特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 73 号

令和 5 年度生駒市介護保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度生駒市介護保険特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 74 号

令和 5 年度生駒市国民健康保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度生駒市国民健康保険特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 75 号

令和 5 年度生駒市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度生駒市後期高齢者医療特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 76 号

令和 5 年度生駒市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、  
令和 5 年度生駒市水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のと  
おり処分し、併せて同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度生駒市水道事  
業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 77 号

令和 5 年度生駒市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につ  
いて

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、  
令和 5 年度生駒市下水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）の  
とおり処分し、併せて同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度生駒市下水  
道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 78 号

令和 5 年度生駒市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、  
令和 5 年度生駒市病院事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に  
付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史